

質問書に対する回答

件名) 首都圏中央連絡自動車道 岩撫地区のり面対策工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	工事用道路(参考) 21/27 施工横断図(1)～(4) 17/27～20/27	現場までの工事用道路について、小さな橋が2か所ほどありますが、25tラフターの通行が不可のため、仮設計画図に16tラフターでの施工計画となっているのでしょうか。	工事用道路は25tラフターの通行は不可能ではありませんが、幅員等を考慮して16tラフターでの施工を想定しています。
2	番号1 2-(4) 捨土掘削 420m ³	捨土の運搬は、10t車でお考えでしょうか。それとも4t車でお考えでしょうか。	7t車を想定しています。
3	平面図 3/16	土砂流出防止柵工の1工区について、既設吹付モルタル面への杭打設のような図面となっておりますが、吹付法面取壊し・ガラ積込・処分・杭打ちダウンザホールハンマーセット箇所の掘削・残土積込・処分は変更協議の対象と考えて宜しいでしょうか。	吹付法面取壊し・ガラ積込・処分に要する費用は土砂流出防止柵工の契約単価に含まないので、工事の施工に先立ち特記仕様書「22-9-5施工(1)」に示す施工割付図を作成し、監督員が必要と認め指示した場合には変更協議の対象とします。 杭打ちダウンザホールハンマーセット箇所の掘削・残土積込・処分は土砂流出防止柵工に含むものとお考えください。
4	市原鶴舞IC資材置場 (参考図) 26/27	市原鶴舞IC資材置場は、高速道路エリア内からのアプローチとなっておりますが、エリア外からのアプローチへの変更は可能でしょうか。	市原鶴舞IC資材置場への高速道路エリア外からのアプローチは行えないものとしてお考えください。
5	平面図 3/16	平面図(3/16)に自工区内盛土場との記載がありますが、どのような運用をお考えでしょうか。	特記仕様書22-2-1の作業内容に示すとおりとお考えください。

6	番号7 19-(1) 交通規制工 3回	路肩規制が3回と計上されておりますが、大型土のう撤去・運搬・ガードレール支柱撤去・試掘・ガードレール復旧・植生マットの作業に該当するかと考えられますが、3日では収まらないことが想定されますが、変更協議の対象と考えて宜しいでしょうか。	設計図書に示す条件に変更が生じない限りは、路肩規制の回数は変更できません。なお、路肩規制を伴う作業は設計図「防護柵復旧工/試掘工(14/16)」に示すとおり大型土のう撤去、ガードレール支柱撤去、試掘、ガードレール復旧を想定しており、植生マットの作業は路肩規制を行わずに施工可能と考えております。
7	特記仕様書 5. 工事用地等に関する 事項	規制車両の駐車場所として、茂原長南料金所脇の広場に数日の駐車は可能でしょうか。	今後の使用計画が未定のため、使用の可否はお答えできません。
8	番号4、5 5-(1)用・排水溝(撤去) 5-(2)用・排水溝(再設置)	用排水溝の撤去・復旧は既設の再利用と考えて宜しいでしょうか。また、もし再利用が不可の部材が確認された場合は、変更協議の対象と考えて宜しいでしょうか。	特記仕様書22-5 用排水構造物のとおりです。
9	番号6 15-(11)立入防止柵撤去設置工	立入防止柵の撤去・復旧は既設の再利用と考えて宜しいでしょうか。また、もし再利用が不可の部材が確認された場合は、変更協議の対象と考えて宜しいでしょうか。	特記仕様書22-6 立入防止柵撤去設置工のとおりです。なお、受注者の責によらず再利用が不可の部材が確認された場合には変更協議の対象となります。
10	番号19 特-(14)門扉撤去設置工	門扉の撤去・復旧は既設の再利用と考えて宜しいでしょうか。また、もし再利用が不可の部材が確認された場合は、変更協議の対象と考えて宜しいでしょうか。	特記仕様書22-12 門扉撤去設置工のとおりです。なお、受注者の責によらず再利用が不可の部材が確認された場合には変更協議の対象となります。